

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域拠点活力共創マネジメント事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

つくば市

3 地域再生計画の区域

つくば市内一部区域（地域拠点市街地）

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

- ・本市は、国家プロジェクトにより建設された研究学園地区やつくばエクスプレス開通に伴い開発された沿線地区において、子育て・ファミリー世代を中心に人口定着が進んでおり、市全体の人口としては増加傾向にある。一方、町村合併前（昭和62年以降に5町1村が合併）に形成された市街地（8市街地）を中心とした地域においては、特に若者の流出傾向が顕著であり、買い物・医療などの日常生活やコミュニティの維持、さらには若者の流出に伴う活力低下などの様々な課題が顕在化してきている。

【参考データ（国勢調査及び社人研推計）】

〔人口増減率〕

- ・研究学園地区・TX沿線地区
H22→H27（14%） H27→H47（48%）
- ・地域拠点市街地（例：北条市街地）
H22→H27（-6%） H27→H47（-52%）

〔高齢化率〕

- ・研究学園地区・TX沿線地区
H22（5.6%）→H27（7.2%）→H47（24.1%）
- ・地域拠点市街地（例：北条市街地）
H22（31.9%）→H27（37.9%）→H47（50.9%）

- ・本市は、東京から50キロメートル圏に位置し、日本ジオパークに認定された筑波山や牛久沼に代表される変化に富んだ豊かな自然環境や、300にも及ぶ世界最先端の科学技術を支える研究機関・教育機関の集積など特色ある強みを有しているが、地域自らがこれらの地域資源・知財・人財をビジネス・雇用創出、生活環境改善などの活力創出に繋げられていない現状にある。
- ・要因としては、1点目として、地域の住民・事業者といった個々のプレイヤーが各々の想いに基づく活動を展開しているため効果や影響が極めて限定的であり、地域のコンセンサスに基づく一体的な活動になっていない点が挙げられる。持続的かつ自立的な地域づくりを実現していくためには、各地域におけるソーシャルキャピタルと地域マネジメント力を高めていく土台づくりが不可欠である。2点目としては、”稼ぐ”という視点の欠如が挙げられる。強みを有していてもそれをビジネス・雇用・サービスといった経済活動に繋げなければ、持続的に人を留め、人を呼び込んでいくことは不可能である。稼げるステージ（地域）とコンテンツ（資源）をオープン化し、そのスキルを持つ外部の力（アイデア・ノウハウ・投資等）を貪欲に呼び込む視点と地域プレイヤーの意識改革が必要である。
- ・既に若者が流出し、活力が失われつつある現状において、地域単独での課題解決は極めて困難な状況にあるため、市としては、地域の持続的な自走に不可欠となる、プラットフォーム（知恵・人・情報・資金を繋げるシステム）の構築と実証的チャレンジ（トライアンドエラー）を通じた成功体験・成功モデルの創出をサポートしていく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

- ・人口減少及び少子高齢化が先行して進行する本市の既成市街地（合併前の旧町村の中心として発展してきた地域拠点市街地：北条，小田，吉沼，大曾根，上郷，栄，谷田部，高見原）を中心とする地域において、地域のプレイヤー（住民・事業者等）が域外の民間企業・大学・NPO等との互惠的パートナーシップを構築し、そのアイデア・ノウハウ・資金等を呼び込みながら固有の資源や強みに着目した新たなビジネスモデルや雇用等を共創し、若者をはじめ誰もが住み続けたいと思える魅力ある地域づくりを自らがマネジメントしていく。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30 年度 増加分 1 年目	H31 年度 増加分 2 年目	H32 年度 増加分 3 年目	H33 年度 増加分 4 年目	H34 年度 増加分 5 年目	KPI 増加 分の累計
新たな地域ビジネスによる事業収入 (千円)	0	1,000	3,000	5,000			9,000
地域・民間企業・NPO等の新たな協働件数 (件)	0	2	4	6			12
地域ビジネス等のアイデア提案件数 (件)	0	8	12	16			36
地域共創プラットフォームの開催回数 (回)	0	8	16	24			48

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

人口減少及び少子高齢化が先行して進行する本市の地域拠点市街地において、地域のプレイヤー（住民・事業者等）が域外の民間企業・大学・NPO等との互恵的パートナーシップを構築し、そのアイデア・ノウハウ・資金等と呼び込みつつ、固有の資源や強みに着目した新たなビジネスモデルや雇用を共創しながら、若者をはじめ誰もが挑戦したい、住み続けたいと思える地域づくりを地域自らの手でマネジメントしていく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

つくば市

（自治会の長（区長）、地元民間事業者（農業生産法人、商店主等）、地元活動団体（NPO等）、地元金融機関（常陽・筑波銀行等）等を構成メンバーとする「地域共創プラットフォーム」を事業主体として推進）

② 事業の名称

地域拠点活力共創マネジメント事業

③ 事業の内容

人口減少・少子高齢化が加速する中で激化する地域間競争を勝ち抜いていくためには、地域自らが外部と互恵的な関係性を構築し、自らもプレイヤーと

しての自覚と責任とスキルを身に付けていくことが不可欠であるため、当事業において、段階的に以下の取組を行っていく。

- (1) 地域が未来を志向するためのサポート
 - ・地域の課題・資源の棚卸しと共有（GIS を駆使して資源・人財・ポテンシャル（強み）等を可視化する「地域カルテ」作成）
 - ・ソーシャルキャピタルと地域マネジメント力の向上を図るための連携・協議組織（地域共創プラットフォーム）の設置
 - ・地域における目指す地域像，最優先課題・テーマ，提供可能な地域コンテンツ・人財，パートナーの条件等の明確化 等
- (2) 民間企業等のアイデア・ノウハウの獲得支援
 - ・地域の最優先課題・テーマに沿ったアイデア公募・サウンディング調査・F S（地域と提案者の対話・現地ワーク等も開催）
 - ・コンペティション（公開審査）を開催し，採用企画については実証モデル事業として展開（想定事業例：外国人研究者・サイクリスト等を対象にした古民家民泊促進，アーティスト等クリエイティブ人財レジデンス，AI（自動運転）による移動・買い物支援サービス 等）
 - ・実証事業経費一部助成，産学官金等メンバーによるサポート体制構築等
- (3) モデル事業の普及拡大・継続活動のサポート
 - ・実証モデル事業の成功要因・改善ポイント等の検証（トライ&エラー）
 - ・セミナー・見学会を通じた成功事例の水平・広域展開
 - ・持続的・発展的展開に向けた資金調達や法人化等の支援（クラウドファンディング，低利融資，地域商社・DMO 設立等）
 - ・小さなチャレンジと成功体験を継続的に生み出すための地域発案型プロジェクト支援（活動経費一部助成） 等（想定事業例：地域コンシェルジュ・インタープリター等の地域づくりを担う人財の育成，地域祭事のリノベーション 等）

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

地域と外部パートナーが協働しながら，実証事業を通してビジネスモデルを構築し，事業収益を得ていく（増額させる）ほか，地域運営組織における負担金やクラウドファンディングなどにより新たな資金を調達しながら継続的な活動を展開していく。

【官民協働】

地域ごとに多様なステークホルダーを構成員とするプラットフォームを設

置し、最重要課題テーマ（分野）の抽出，域内外のアイデア・投資の呼び込みと実証事業支援，ビジネスモデルの確立などを住民・NPO・企業・行政等が一体的に推進しながら，地域主体の自立・自走を実現していく。

【政策間連携】

地域の多様なステークホルダーによるプラットフォームを推進主体として，外部と繋がりを持ちながら，観光振興，6次産業化，移住・定住促進，地域コミュニティの維持・活性化など幅広い政策分野を組み合わせたアイデアやビジネスモデルを実証的に展開することで，とりわけ若者が住み続けたいと思える雇用の創出やチャレンジングな地域風土を醸成していく。加えて，周辺市街地の振興を通じ，「ハブアンドスポーク型都市構造」の実現に向け，中心市街地との連携推進（拠点市街地としての強化）を図るとともに，市民協働の推進に資することができる。

【地域間連携】

生活行動圏の一部となっている牛久市や筑西市，桜川市といった周辺自治体をはじめ，つくばエクスプレス沿線自治体等との事業連携や広域拡大等を促進していく（特に，観光交流，移住・定住促進，シティープロモーション等の分野）。加えて，東京オリンピック・パラリンピックを見据え，インバウンド増加・地場産品消費拡大等の観点から，可能な限り国や東京都などとの政策連携も模索していく。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30 年度 増加分 1 年目	H31 年度 増加分 2 年目	H32 年度 増加分 3 年目	H33 年度 増加分 4 年目	H34 年度 増加分 5 年目	KPI 増加 分の累計
新たな地域ビジネス創出 による事業収入（千円）	0	1,000	3,000	5,000			9,000
地域・民間企業・NPO等 の新たな協働件数（件）	0	2	4	6			12
地域ビジネス等のアイデア 提案件数（件）	0	8	12	16			36
地域共創プラットフォームの 開催回数（回）	0	8	16	24			48

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

外部有識者による推進組織である「つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において、年度末に客観的な検証を行い、結果について公表することで、透明性を確保する。また、以下のとおり会議には議会の議長及び副議長が有識者委員として参画し、効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議

【産】(株)カスミ， 関彰商事(株)， (一社)つくば観光コンベンション協会， つくば市工業団地企業連絡協議会， つくば市商工会， つくば市農業委員会， つくば市農業協同組合， つくば市谷田部農業協同組合， (株)ライトオン

【学】(株)エデュケーションデザインラボ， 筑波学院大学， 筑波技術大学， 筑波大学， つくば市中学校・高等学校長協議会， つくば市PTA連絡協議会， つくば市福祉団体等連絡協議会， つくば市ボランティア連絡協議会， NPO 法人ままとーん

【官】茨城県企画部つくば地域振興課， つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点， 筑波研究学園都市交流協議会， (一財)つくば市国際交流協会， (公財)つくば文化振興財団，

【金】常陽銀行， 筑波銀行，

【労】茨城県社会保険労務士会， つくば市シルバー人材センター， 日本労働組合総連合会茨城県連合会，

【言】(株)茨城新聞社， (一財)研究学園都市コミュニティケーブルサービス， 常陽新聞(株)， つくばコミュニティ放送(株)， 日本放送協会水戸放送局

【市民】筑波大学全学学類・専門学群代表者会議， 筑波地区区会連合会， 大穂地区区会連合会， 豊里地区区会連合会， 桜地区区会連合会， 谷田部地区区会連合会， 荃崎地区区会連合会， つくば市議会 議長， 副議長

【検証結果の公表の方法】

つくば市HPにおいて， 検証結果等を公表する。(3月速報版， 8月確定版について検証を実施)

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 39,440千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日（3ヵ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【検証方法】

外部有識者による推進組織である「つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において、年度末に客観的な検証を行い、結果について公表することで、透明性を確保する。また、以下のとおり会議には議会の議長及び副議長が有識者委員として参画し、効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

【産】(株)カスミ， 関彰商事(株)， (一社)つくば観光コンベンション協会， つくば市工業団地企業連絡協議会， つくば市商工会， つくば市農業委員会， つくば市農業協同組合， つくば市谷田部農業協同組合， (株)ライトオン

【学】(株)エデュケーションデザインラボ， 筑波学院大学， 筑波技術大学，

筑波大学，つくば市中学校・高等学校長協議会，つくば市PTA連絡協議会，つくば市福祉団体等連絡協議会，つくば市ボランティア連絡協議会，NPO 法人ままとーん

【官】茨城県企画部つくば地域振興課，つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点，筑波研究学園都市交流協議会，（一財）つくば市国際交流協会，（公財）つくば文化振興財団，

【金】常陽銀行，筑波銀行，

【労】茨城県社会保険労務士会，つくば市シルバー人材センター，日本労働組合総連合会茨城県連合会，

【言】(株)茨城新聞社，（一財）研究学園都市コミュニティケーブルサービス，常陽新聞(株)，つくばコミュニティ放送(株)，日本放送協会水戸放送局

【市民】筑波大学全学学類・専門学群代表者会議，筑波地区区会連合会，大穂地区区会連合会，豊里地区区会連合会，桜地区区会連合会，谷田部地区区会連合会，荃崎地区区会連合会，つくば市議会 議長，副議長

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30 年度 増加分 1 年目	H31 年度 増加分 2 年目	H32 年度 増加分 3 年目	H33 年度 増加分 4 年目	H34 年度 増加分 5 年目	KPI 増加 分の累計
新たな地域ビジネス創出 による事業収入 (千円)	0	1,000	3,000	5,000			9,000
地域・民間企業・NPO等 の新たな協働件数 (件)	0	2	4	6			12
地域ビジネス等のアイデア 提案件数 (件)	0	8	12	16			36
地域共創プラットフォーム の開催回数 (回)	0	8	16	24			48

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

つくば市HPにおいて，検証結果等を公表する。（3月速報版，8月確定版
について検証を実施）

添付資料 目次

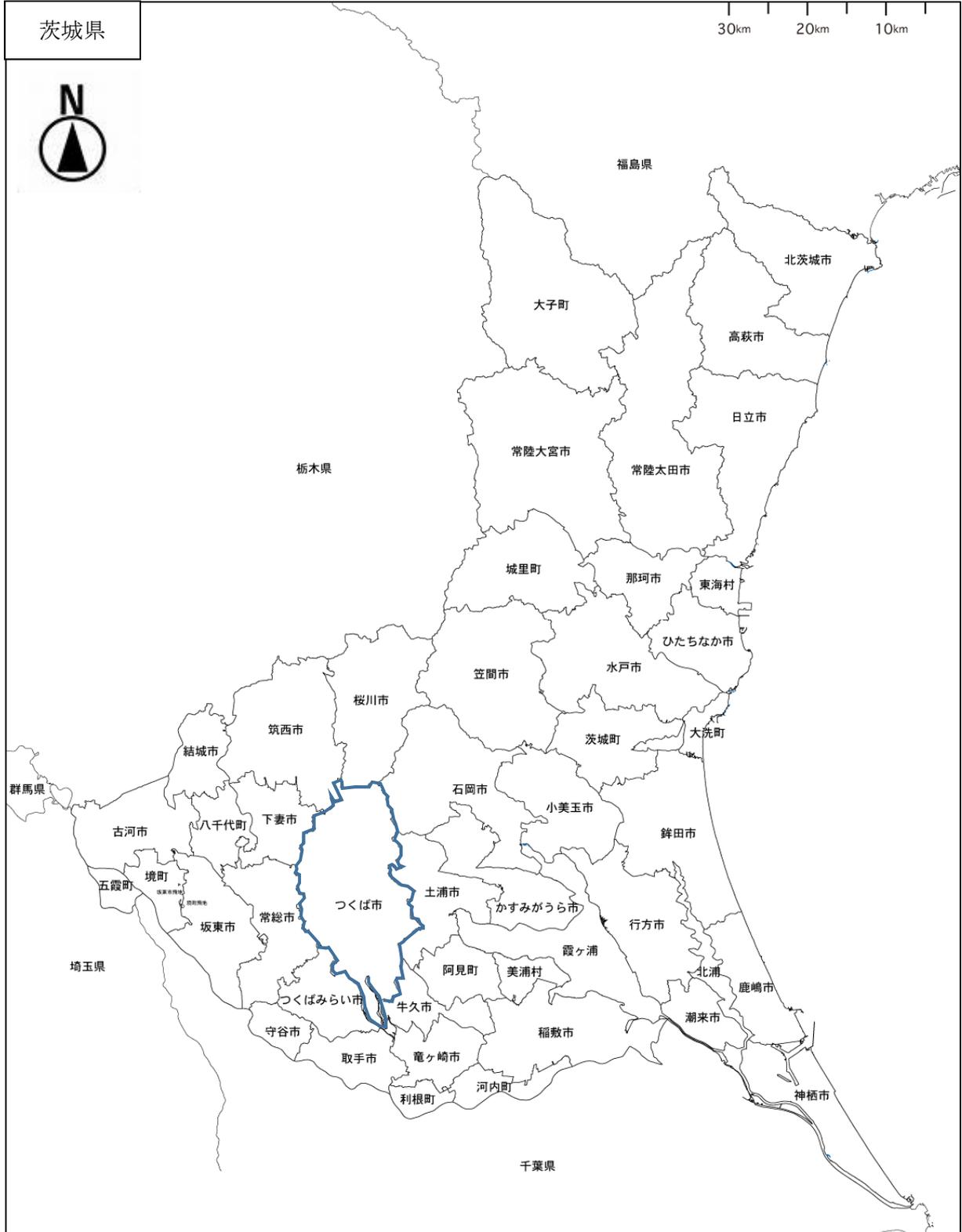
- 1 区域の図面
- 2 地域再生計画の工程表及び内容を説明した文章
- 3 つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

1. 区域の図面

地図 A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面

地域再生計画の名称：地域拠点活力共創マネジメント事業計画

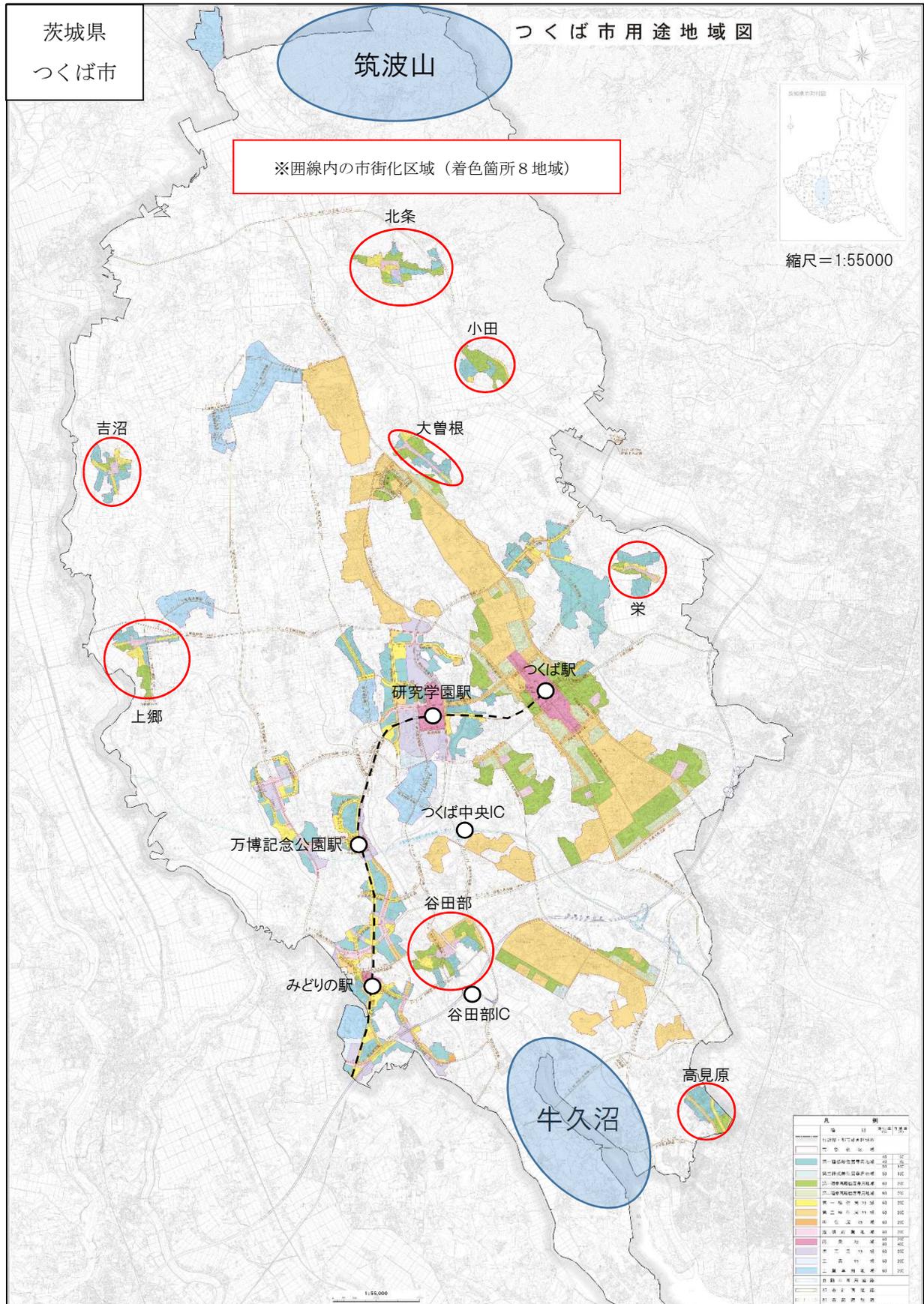
地域再生計画の区域：つくば市内一部区域（地域拠点市街地）



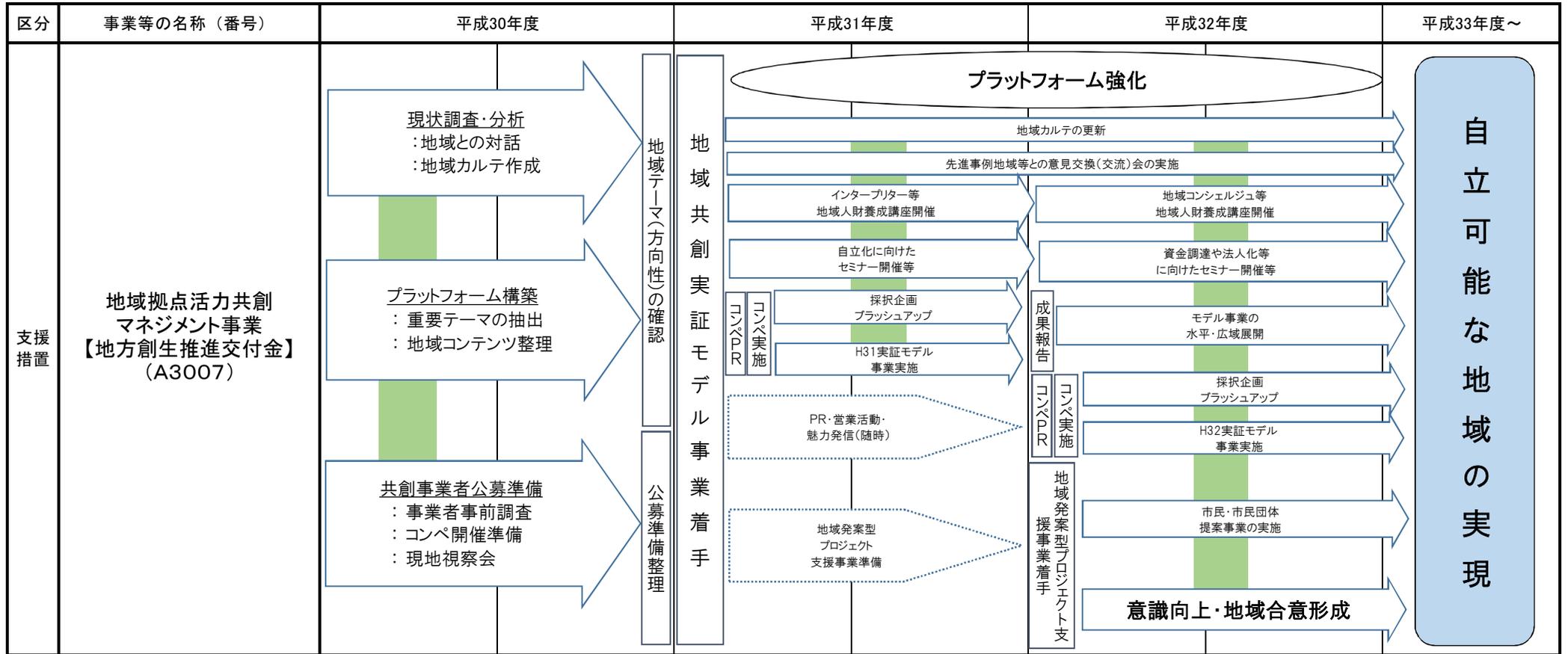
地図B 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図

地域再生計画の名称：地域拠点活力共創マネジメント事業計画

地域再生計画の区域：つくば市内一部区域（地域拠点市街地）



2 工程表



(工程表の説明)

- 平成30年度: 地域テーマの確認及び地域共創モデル事業の実施に向けた現状調査・分析, プラットフォーム構築, 共創事業者公募準備 等
→当事業展開のベースとなる地域拠点市街地の現状分析及びプラットフォーム構築を行うとともに, 地域共創企画の公募(コンペティション)に向けた準備・調整を進める。
- 平成31年度: 地域共創実証モデル事業着手(地域における実証モデル展開), プラットフォーム強化(地域内対話・協議・検討機会の確保) 等
→公募により採択された企画案を地域と提案事業者が一体となって実証モデル事業として展開していくとともに, 地域マネジメントの実現に向けて, 地域と外部のネットワーク構築や地域人財の育成等を図る。
- 平成32年度: 地域共創実証モデル事業展開と実績報告(モデル事業の水平・広域展開), 地域発案型プロジェクト支援事業着手(成功体験の創出), プラットフォーム強化(CF等の資金調達方法検討) 等
→実証モデル事業の他地域への水平・広域展開を図るとともに, 地域共創実証モデル事業に加えて地域のチャレンジと成功体験を継続的に生み出すための地域発案型プロジェクトを創設し支援していく。

注: 1) 区分の欄の「支援措置」は、地域再生計画の支援措置に係るもの

2) 区分の欄の「関連事業」は、地域再生計画以外の都道府県及び市町村の単独事業等

3 つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当箇所抜粋

① 地域共創実証モデル事業

つくば市の総合戦略では、Ⅳ－１－（２）「中心拠点（ハブ）への機能の集積と既成市街地との連携の推進」の具体的な事業として、『地域生活拠点の整備』を位置付けており、以下のとおり記載している。

○地域生活拠点の整備

重点地域生活拠点に設定された地区において、拠点化に向けた整備を行います。

平成 27 年 10 月策定，29 年 12 月改定つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略 P58

② 地域共創プラットフォーム構築・強化

つくば市の総合戦略では、Ⅳ－３－（１）「地域コミュニティの活性化と市民協働の推進」の具体的な事業として、『市民協働まちづくり活動支援事業』を位置付けており、以下のとおり記載している。

○市民協働まちづくり活動支援事業

市民と行政が協力する市民協働のまちづくりを図るため、市民等と連携し、自発的で公益的な活動を推進します。SNS(フェイスブック)を活用した、「市民活動のひろば」のページで市民活動の情報を共有し、コミュニティの活性化及び市民協働を図ります。

平成 27 年 10 月策定，29 年 12 月改定つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略 P63

③ 地域発案型プロジェクト支援事業

つくば市の総合戦略では、Ⅳ－３－（１）「地域コミュニティの活性化と市民協働の推進」の具体的な事業として、『自治振興事業』を位置付けており、以下のとおり記載している。

○自治振興事業

市政運営への理解を図り、各地区のコミュニティの活性化を促進するため、区会活動をはじめとする地域における自主的な活動を支援します。

平成 27 年 10 月策定，29 年 12 月改定つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略 P63

別記様式第1（第1条関係）



地域再生計画認定申請書

平成30年1月22日

内閣総理大臣 様

つくば市長 五十嵐立青



地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請
します。

地域再生計画の名称：地域拠点活力共創マネジメント事業計画

認 定 書

つくば市長 五十嵐 立青 殿

平成30年1月22日付けで申請のあった下記の地域再生計画について、平成30年3月30日付けで地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定に基づき認定する。

記

名 称	地域拠点活力共創マネジメント事業計画
-----	--------------------

内閣総理大臣

安倍晋三

